

財団法人通信協会寄附行為

第1章 総則

第1条 本会は、財団法人通信協会と称する。

第2条 本会は、通信事業に関係ある者の教養を高め、相互の親睦、福祉の増進をはかりあわせて、通信事業の総合的進歩発展に寄与し、もって、文化の向上に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げることを行う。

1. 通信事業に関する周知広報および刊行物等の発行
2. 通信事業の創始者前島密の精神の顕現および前島賞の設定
3. 通信事業に関する総合的調査研究
4. 講演会、研究会等の開催
5. 通信事業に関係ある者の子弟の育英
6. 通信事業と密接な関係のある文化活動の助長援助
7. 通信事業に関係のある者に対する慰藉、法律相談その他の福祉増進活動
8. 通信事業に関する博物館等の運営受託（警備保安業務、施設設備・衛生等の管理業務・事務を含む）
9. 通信事業に関係ある者の懇親会等の親睦行事
10. その他本会の目的を達成するため必要な事項

第4条 本会の主たる事務所は、東京都千代田区大手町2丁目3番1号におく。

第5条 本会は、所要の地域または職域に、地方本部または支部をおくことができる。
2 地方本部および支部に関し必要な事項は別に定める。

第2章 通常会員および賛助会員

第6条 総務省（通信事業にかかわる機関に限る。）日本郵政株式会社、日本電信電話株式会社、日本放送協会および通信事業と密接な関係にある法人に現に勤務する者は、通常会員となることができる。

2 通常会員は、別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

第7条 前条の通常会員以外の者で、本会の趣旨に賛同して、別に定める金額を納める者は、賛助会員とする。

第3章 役員、顧問、評議員および職員

第8条 本会に、役員として、理事10名以上15名以内、監事1名以上3名以内をおく。

- 2 理事中1名を会長、1名を理事長とする。
- 第9条 理事および監事は、通信事業に関係ある者その他適当と認める者のうちより、評議員会において選任する。ただし、選任された理事または監事のうち通信事業に関係ある機関に在職する者で、人事異動の結果、更迭することが適当と認められる者については、会長においてこれを解任または選任することができる。
- この場合、会長はその旨を次期評議員会に報告しなければならない。
- 2 会長は理事の互選により、理事長は、理事のうちより、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
 - 3 役員に、職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為のあったときは、評議員会はこれを解任することができる。
 - 4 監事は、理事を兼ねることができない。
- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員の任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお前任者が、その職務を行うものとする。
 - 3 役員は、再任されることができる。
- 第11条 会長は、本会の業務を総理する。
- 2 理事長は、会長を補佐して、本会の業務を掌理し、会長事故のあるときは、会長の職務を代行する。
- 第12条 理事は、理事会を組織する。
- 2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
- 第13条 理事会は、会長が招集し、かつ、その議長となる。
- 2 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 理事会の決定は、この寄附行為に特別の定めのある場合を除いて、出席理事の過半数の議決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
 - 5 前項の場合における第2項および第3項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 第14条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第15条 本会に、顧問若干名をおく。

2 顧問は、次の者の中より、会長が委嘱する。

1. 総務大臣
2. 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
3. 日本電信電話株式会社代表取締役社長
4. 日本放送協会会長
5. その他評議員会の承認を受けた者

3 顧問は、本会の業務について、会長の諮問に応じる。

第16条 本会に、評議員15名以上21名以内をおく。

2 評議員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 第10条の規定は、評議員に準用する。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

第17条 評議員は、評議員会を組織する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務について、会長に対し意見を述べ、またはその諮問に応ずる。

第18条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選により定める。

3 評議員会は、評議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

4 第13条第3項の規定は、評議員会に準用する。

5 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

6 前項の場合における第3項および第4項の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

第19条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局に所要の職員をおき、会長が任免する。

3 事務局の組織は、会長が定める。

第4章 資産および会計

第20条 本会の資産は、基本財産および通常財産とする。

第21条 次の各号に掲げる財産を基本財産とし、その他の財産を通常財産とする。

1. 別紙財産目録に記載の財産中5千万円
2. 基本財産に編入することを条件として寄附を受けた財産
3. 理事会の決定により基本財産に編入した財産

第22条 基本財産は、理事会において決議し、かつ、評議員会の承認を受けなければ処分することができない。この場合の決議は、理事会にあつては理事総数の、評議員会にあつては出席評議員のそれぞれ3分の2以上の賛成を必要とする。

2 通常財産は、本会の事業運営に要する経費に充てることができる。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 本会の事業計画書、収支予算書および借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）については、予め理事会において議決し、評議員会の承認を受けた後、総務大臣に報告する。

第25条 本会の事業報告書、財務諸表および収支決算書は、毎会計年度の終了後3か月以内に、理事会において議決し、監事の監査を経て、評議員会の承認を受けた後、総務大臣に報告する。

第5章 寄附行為の変更および解散

第26条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において議決し、評議員会の承認を受け、かつ、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合の理事会および評議員会の議決については、第22条1項後段の規定を準用する。

第27条 本会は、民法第68条の規定によるほか、理事会および評議員会において、本会の目的の更に十分な達成を期するため、必要があると認めたときは、総務大臣の許可を得て、解散することができる。

2 前項の認定は、理事会にあつては理事総数の、評議員会にあつては出席評議員の、それぞれ4分の3以上の多数による議決をもって行う。

第28条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において議決し、評議員会の承認を受け、かつ、総務大臣の許可を得なければならない。この場合の理事会および評議員会の議決については、第22条1項後段の規定を準用する。

附則

この寄附行為は、平成20年7月1日から施行する。

財団法人通信協会寄附行為

財団法人 通信協会